



区長就任・退任のごあいさつ



大東区長がどんな人が聞いてみたよ!  
(13ページへ)

4月1日に城東区長に就任いたしました

おおひがし たつき  
**大東 辰起**です。

城東区の皆さま、どうぞよろしくお願ひいたします。

城東区内には多くの歴史遺産があり、今もなお地元の方々に愛されるなど、魅力たっぷりのまちだと思っています。私自身、かつて8年ほどこの地域に暮らしたこともあり、その当時の趣も残しつつ、新たなまちづくりが進んでいることを実感しております。

今日の城東区におけます課題として、子育て支援に関すること、高齢化などによる要援護者への対策や今後、想定されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害への適切な対応のほか、地域固有の課題があげられます。これらの課題に真摯に向き合い、関係する方々とも緊密に連携しあいながら、一步一步前進させてまいりたいと考えております。

そのためには、これらを実施していく区役所の機能を最大限に発揮していく必要があり、その原動力である区役所職員の働き方が重要です。区民の皆さまへ最上の区役所サービスが提供できますよう、区長としてのマネジメントを発揮しつつ、成果へとつなげていけるよう愚直に取り組んでまいります。

こうした取組みを進める際、PDCAサイクルの徹底を怠ることなく実践していくことで、引き続き、まちへの愛着や誇りが感じられる「住んでよかったと思えるまち」をめざしてまいります。

今後、区民の皆さまとは、さまざまな機会に対話をさせていただきながら、このまちの歴史とこれからの発展がうまく調和を保てるよう、城東区の区政を着実に運営してまいりますので、よろしくお願ひいたします。



新区長 大東 辰起

ありがとうございました!



前区長 松本 勝己

平成29年4月、城東区長に拝命され、区民の皆さまの力強いご協力と時には叱咤激励をいただきながら、精一杯区長として勤めてまいりました。

城東区は地域活動が活発で、活気のある人情豊かなまちであると日々感じながら過ごしてまいりました。この素晴らしい城東区を後にすることは名残惜しいですが、区民の皆さまから賜りましたご厚誼を胸に、新たな職場で頑張っております。

城東区の今後ますますの発展と区民の皆さまのご健勝、ご多幸を心からお祈りし、退任のあいさつとさせていただきます。皆さま、3年間本当にありがとうございました。

大阪市国保加入者の皆さんへ  
～令和2年度保健事業のお知らせ～

大阪市国保では、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防に向け、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる「特定健診」を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。



また、特定健診のほか、30歳以上の方を対象に「1日人間ドック」を実施しています。健診料は30～39歳の方が14,000円、40～74歳の方が10,000円、昭和30・40・50・55年生まれの方が無料です。40歳以上の方が1日人間ドックを受診する場合は、特定健診の「受診券」が必要です。

そのほか、18歳以上の方を対象に「健康づくり支援事業」を実施しています。

詳しくは、各区役所の窓口で配布している「国保健診ガイド」(対象となる方には「受診券」に同封しています。)、または大阪市ホームページをご覧ください。



▲大阪市HP

問合せ/受診券については

区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎ 6930-9956 ☎ 6932-0979

受診内容等については

保健福祉センター保健福祉課(保健)

☎ 6930-9882 ☎ 6930-9936

1日人間ドックなどその他保健事業については

福祉局保険年金課(保健事業グループ)

☎ 6208-9876 ☎ 6202-4156

国民年金基金のご案内

国民年金基金は、国民年金に年金を上乗せする公的な制度です。国民年金の第1号被保険者(自営業などの人)で保険料を納めている20歳以上60歳未満の方や、60歳以上65歳未満の方、海外居住されている方で国民年金に任意加入している方が加入できます。

掛金は、年末調整や確定申告の際、社会保険料として全額が所得から控除されます。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問合せ/全国国民年金基金 大阪支部

☎ 0120-65-4192(平日9:00～17:00)



窓口サービス課  
からのお知らせ

区役所の日曜開庁は5月24日(日)9:00～17:30です。なお、選挙が執行される場合等は、閉庁することがあります。区役所窓口のお呼び出し状況は、区ホームページで確認できます!



給与所得等に係る特別徴収税額の  
決定通知書を送付します

令和2年度の給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書を、令和2年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者の方に送付します。

給与所得者の方の令和2年度個人市・府民税は、事業主(会社等)が令和2年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き、大阪市へ納めることになります。(特別徴収)

なお、地方税法の規定により、事業主(会社等)は、原則、特別徴収義務者として、給与所得者の個人市・府民税を特別徴収していただくことになっています。

問合せ/京橋市税事務所 個人市民税担当

☎ 4801-2953 ☎ 4801-2905

カラスの被害を受けないために



カラスは春先に高い木の枝などに巣を作り、5月から6月頃にヒナを育てます。この時期は親カラスがヒナを守るために、巣に近づいた人に対して大きな声で鳴き続けたり、威嚇行動をとったりすることがあります。そのときは、背を向けないようにしてあわてずにその場から離れましょう。

飛ぶ練習を始めたばかりのヒナはうまく飛べず地面に落ちることがあります。親カラスが近くで見守っていますのでヒナに近づいたり、拾ったりしないようにしましょう。

迷惑だからといって、カラスを捕獲したり、卵やヒナを捕ったりすることは禁止されています。どうしても被害の軽減が図れない場合は、捕獲許可について動物愛護相談室(☎ 6978-7710)にご相談ください。なお、許可申請および捕獲については、その場所の所有者等に実施していただくこととなります。

また、カラスは目で食べ物を探しています。生ごみを出すときは、水分を十分に切ったうえで新聞紙などできちんと包むことにより、ごみ袋の外側から生ごみが見えないようにしましょう。

問合せ/保健福祉センター保健福祉課(生活環境)

☎ 6930-9973 ☎ 6930-9936

「2020年工業統計調査」を実施します

製造業を営む事業所を対象として、6月1日現在で「工業統計調査」を全国一斉に実施します。

5月初旬以降に、顔写真付きの調査員証を携行した統計調査員が訪問し、調査票を配布します。回答は、インターネットまたは調査票に記入していただく方法の2通りあります。調査へのご協力をお願いします。

なお、提出された調査票は厳重に管理され、統計作成の目的以外に使用されることはありません。

問合せ/区役所総務課(総合企画)

☎ 6930-9928 ☎ 6932-0979